（関連資料２指定管理者制度及び指定管理者募集の概要）

１　指定管理者制度

公の施設の管理について、地方自治法が改正（平成１５年６月１３日公布、１５年９月２日施行）され、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が導入されました。この「指定管理者制度」の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来の「管理委託制度」では、地方公共団体が委託できる受託者は、地方公共団体や法人で政令の定めるもの（地方公共団体の１／２出資法人等）等に限定されていました。しかし、「指定管理者制度」では、指定管理者の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、ＮＰＯ法人等の法人その他の団体（個人は含まれません。）も公の施設の管理を行うことができるようになりました。

また、従来は制限されていた施設使用許可等の行為についても、目的に照らして指定管理者が自ら行うことが可能となり、事業者の創意工夫が大きく活かされるようになりました。

この制度により、県が公の施設の管理をゆだねるため、議会の議決を経て指定した法人等を指定管理者といいます。

２　三重県総合文化センター等指定管理者募集の概要

（１）施設概要

ア　三重県総合文化センター

三重県総合文化センターは文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター「フレンテみえ」、県立図書館によって構成される「複合型文化施設」です。

開　　館　平成６年１０月

住　　所　三重県津市一身田上津部田１２３４

敷地面積　６２，２２４㎡

延床面積　４６，３０５㎡

（文化会館棟29,415 ㎡、生涯学習棟11,763 ㎡、男女共同参画棟5,127 ㎡）

イ　三重県総合博物館

開　　館　平成２６年４月

住　　所　三重県津市一身田上津部田３０６０

敷地面積　３８，８８４㎡

延床面積　１１，７０５㎡

ウ　三重県立美術館

開　　館　昭和５７年９月

住　　所　三重県津市大谷町１１番地

敷地面積　２４，４０３．８０㎡

延床面積　１０，６６５．８８㎡

（２）指定期間（予定）

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間）

（３）指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補者を選定します。